強化された消防力

消防署北出張所完成

御成町および釈迦内、長木方面の消防力を強化するため去る五月以来建設工事をすすめていた市消防署北出張所（駅前分遣所）はこの程完成、四名の人員と二台の消防車および無線機一局を常備して消防に新たな威力を加えることになりました。北出張所はブロツク造二階建で延四十八坪望楼一基を備えています。

なお、出張所と消防署（本部）とは専用の直通電話で完全に連絡されていますから、電話による不時の通報は従来どうり「火事」といっただけで火災専用電話に切り換えられて通話ができるようになっています。

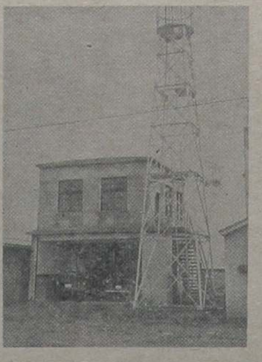

（写真は完成された北出張所）

十二所に保育園新設

市内十二所に保育園が新設されることになりました。

幼児教育や保護の必要性が年々増大している折柄、この程十二所字上城六ノ二に市内で五つ目の保育園が建設されることになり、去る十月二十日地鎮祭を行い十二月十五日までに完成されることになりました。木造平家建七八・八坪、敷地二〇〇坪で工事費は二二〇万円、でうち一〇五万円が国県から補助されることになっています。

少年自衛隊員募集

防衛庁では自衛隊で必要とする技術部門における陸海空曹を養成するために、自衛隊生徒を募集し、将来各種の技術を習得し技術者として長く自衛隊に勤務しようとする年少者を採用することになりました。

▼応募資格＝昭和十七年四月二日から昭和十九年四月一日までに生れた日本に国籍のある男子で、中学校を卒業した者

▼願書の受付期間＝昭和三十三年十一月一日から十五日まで

▼志願手続＝自衛隊秋田地方連絡部（秋田市下中城四、秋田県記念館内）より志願票、受験票の交付をうけ（郵送希望の場合は返信用の封筒に十円切手を貼って同封すること）て所定の期日まで提出する。

▼試験＝第一次試験昭和三十四年一月七日中学校卒業程度の学力について国語（作文も含む）数学、社会、英語および理科の五科目の筆記試験。第二次試験は第一次の合格者について同年一月二十一日口述試験、身体検査及び適性検査

▼給与は月五七〇〇円、自衛隊宿舎に居住し被服食事は無料給付される。また自衛隊内で行う検定の所要単位を取得すれば高校卒同様防衛大学の受験資格が得られる。

なお詳しくは地方連絡部又は市商工課へお問合せ下さい。

“あて名は”正しく詳しく

郵便物の「あて名」のかき方が不備なため配達が遅れたり、間違えたり、配達ができず差出人につき返される郵便物は大館局だけでも毎日数十通を数えているといわれます。こうした郵便物のため宛所を探し廻る配達員の苦労もさることながら、このようなことは利用者相互の不利益となることですから注意したいものです。そこで郵政省では「あて名完全記載運動」を展開して一般の啓蒙を図ることになりました。郵便物の発送には皆んなで次のことがらを守りましよう。

①あて名は正しく、詳しく、略さず都道府県、市区町村丁目字、地番まで

②婦人や子供あてのものには世帯主名を添へてかく

③同居者、下宿人、間借人には家主の氏名を。アパート居住者にはアパート名を。

④北海道の市以外の地には道名の次に国名をかく。

⑤入口のみやしい所に表札を掲げましよう。

標札は一寸した心がけで誰にもつくれるものですが、大館郵便局ではアルミ製三色刷の家族名連記式表札を格安にあっせんしています。価格は大判五〇円（別に筆耕料五円）小判四〇円（同三円）実物見本は郵便局の窓口にありますから御覧下さい。

一日も早い復興を

秩父宮妃殿下大館へ御成

去る十月七日秋田市で行われた日赤支部奉仕団結成大会へ御臨席のため秋田県入りをされた日本赤十字社名誉副総裁秩父宮妃殿下は六日火災復興視察激励のため大館市へお立寄になりました。駅頭には日赤支部長、県議会議長市長、市議会議長、日赤奉仕団委員長らを始め関係者多数がお出迎えになり正午すぎ市役所へお着きになりました。

市役所市長サロンにおいて支部および市関係者の紹介を終えた一行は新装なった竹村菊昌氏宅で御昼食をおとりになった後秋田銀行屋上から復興した市街を御展望になり、これより桂城公園へ。公園ではお出迎えの桂城幼稚園々児および関係者にお言葉を賜り秩父宮記念碑を御覧になった後、記念のモミジを御手植され再び市役所を訪れて秋田犬声良鶏を御覧になるなど忙しい日程をおすごしの後十五時五十四分大館駅発上り急行津軽で秋田市にむかわれました。

妃殿下は終始熱心に関係者とお言葉をお交しになり、復興状況や記念の数々を愛用のカメラにおさめられた後「困難にも打勝って、一日も早く復興するように努力してほしい」と激励の言葉を述べられました。

（写真は駅頭の歓迎に御挨拶される妃殿下（上）秋銀屋上で火災復興を御覧になる妃殿下と説明する市長（下））

警笛乱用は違法

道路交通取締法の改正

道路交通取締法施行令の一部が改正され十月一日から実施されています。今回の改正では警笛乱用の禁止をはじめ交通上の本質的改正面が多く一般の注意と協力が強くのぞまれています。改正法のあらましをみると。

1　警笛乱用の禁止

無警笛運動が全国的に実施され街のそう音と交通事故の防止にかなりの成果をあげていることはご承知のとおりですが、改正法によって次の場合以外は警笛を鳴らすことができない①危険防止のためやむを得ないとき②公安委員会の指定した場所③法令の規定による場合

警笛さえ鳴らせば相手がよけてくれるものだという考え方は一日も早く追放しなければならないし、また歩行者も警笛を鳴らされるまで道をゆづらないと云った態度は厳に慎しまなければならない。

2　泥土、汚水等の飛散禁止

従来は自動車等が泥水などを飛ばして他の交通を妨害してはならないとあったが改正法によって他人に迷惑をかけないようにと範囲が広く強く改められた。

人にばかりでなく、器物や商品などに飛散させても違反となります。これが防止方法として泥除器をつけるとか、徐行によって飛散を防がなければならない。

3　児童、幼児の通行保護

従来は盲人（白色の杖を携行して歩行中の者）だけであったが改正法では児童、幼児の通行保護が追加された。自動車、バイク等は児童、幼児の監護者なしの歩行の場合、一時停止か徐行によって安全運転をしなければならない。

4　追越の方法

従来追越の際は警音器による合図をしなければならないことになっていたが、改正法によって警音器による合図はしないことになったので、追越に当っては前車の前方に注意するとともに速度、進路および道路の状況に応じて反対方向から安全な速度と方法によって追越するなど従前規定に増した注意義務を課している。

以上のほか多くの改正点がありますが、安全交通は、ひとり自動車運転者だけの注意で円滑に行われるものではないので、自転車、歩行者とも次のような注意と協力が必要。

1自転車は左側一列進行する
2自転車は右折、左折の際は手で合図をする。
3歩行者は右側通行を厳守する。
4児童、幼児は道路で遊ばせない。また幼児は一人で道路を歩行させない。
5道路での立話や横体歩行はしない。
6自転車は側溝上に斜に置く
7自動車等の路上放置や路上修理は行わない。
8商品や看板などは側溝より路上に出さない。

職業訓練指導員試験が行われます

職業訓練法に定められる「職業訓練指導員試験」が行われます。

▼試験の種類（免許職種）①機械工　②仕上工　③板金工　④鍛造工　⑤自動車整備工　⑥左官　⑦畳工　⑨大工　⑧家具　建具工

▼試験科目＝各免許職種毎に①実技試験　②学科試験（指導方法、関連学科）

▼受験資格＝①禁治産者および準禁治産者②禁固以上の刑に処せられた者③職業訓練指導員免許の取消を受け取消の日から二年を経過しない者。以上①～③に該当しない者

▼試験の期日＝学科試験は昭和三十三年十一月二十日、実技試験は同年十一月二十一日から三十日までの間の指定する日

▼試験の場所＝大館市長木川南二〇八番地、大館職業訓練所

▼受験書類の提出期限＝昭和三十三年十一月十日まで

その他受験の手続、試験科目の免除等詳しいことは県産業労働部職業安定課または市役所商工課に問い合せ下さい。

社教だより

○各地区の社会教育や公民館活動について広く意見を交換し、いろいろな問題や悩みを解決するための研究協議を行って「豊かな人間関係」をつくり、明るい社会生活を営もうというので市内の公民館連絡協議会を結成し毎月例会を開いています。社会教育や公民館活動について皆様の建設的な御意をお聞かせ下さいと。

○県教育委員会では、青少年教育の発展のため「文化活動」「学習調査活動」「生産活動」の三部門に亘り二十名の専門講師を依嘱、また婦人教育指導員も大館、北秋担当として一名依嘱して活動の充実援助を図ることにしています。

講師の経費は県で負担することになっていますから地区の青年会、婦人会、社会学級などで大いに活用されたいと。なお、講師の派遣申込は市教育委員会社会教育課へ。

○刀剣類の審査は従前、毎年一回位しか行われていなかったが、去る十月から毎月二十一日に県の社会教育課に持参すれば審査を受けられることになりました。

○新生活運動の一環として、まづもって実行されなければならない問題!!それは「時間の励行」でしよう。会議、集会など、お互に忙しい中を繰合せているのだから決められた時間は何をおいても厳守する習慣をつくりましよう。

上川沿公民館から

○七月一日に結成された山館青年会では青年学級も開設して活潑な活動をすすめているとのこと。

○公民館では農協と共催で去る八月三十一日に「明るい家庭の構成と婦人の立場について」をテーマとした講演会をひらいたところ百三十人もが出席する成功ぶりだったということです。

○第三青年学級（山館）では九月二十一日十和田湖移動学級を開設、十和田湖の成因、活用、発電、養魚など学習視察し有意義な移動学級の一日を過ごしたということです。

☆県、市町村の状態が一目でわかる☆

秋田県民手帖発売

日記と統計資料を豊富に登載した昭和三十四年版
【本皮製装幀　一部八〇円】
申込は11月12日まで代金を添えて市役所統計係又は支所へ。現品は11月18日まで配付する。

—⑯—

世帯と人口（住民登録8月1日現在）
世帯数10,672　人口59,557
男 29,455　女 30,102

7月人口動態と戸籍統計
出生92　死亡30　転入183
転出145　婚姻67　離婚12
養子縁組1　養子離縁1

世帯と人口（住民登録9月1日現在）
世帯数10,693　人口59,616
男 29,471　女30,145

8月の人口動態と戸籍統計
出生87　死亡28　転入148
転出148　婚姻51　離婚5
養子縁組4　養子離縁0

動力用農機具台数及び車輌

昭和32年8月1日現在

地区名	電動機	原動機	脱穀機	籾摺機	精米機	製粉機	噴霧機	耕耘機	製繩機	三輪車	オートバイ	自転車	荷車	リヤカー
総数	875	431	1166	751	706	42	56	111	135	22	57	3251	1265	2100
大館	87	45	109	58	49	4	4	15	6	4	4	349	134	299
釈迦内	76	53	118	51	51	3	10	33	6	8	6	541	192	341
長木	70	39	82	46	46	3	—	6	18	2	4	216	85	132
上川沿	121	23	143	133	103	16	9	11	—	3	1	333	143	271
下川沿	96	45	143	49	49	—	5	11	19	1	9	345	132	220
二井田	205	76	240	194	189	8	1	14	24	—	14	538	227	215
真中	145	35	167	129	128	2	5	3	18	1	8	405	118	237
十二所	75	115	164	91	91	6	22	18	44	3	11	524	234	385

購入肥料

（昭和32年1月～12月）　単位＝百貫

	無機質肥料											有機質肥料			合計
	硫安	窒素	尿素	熔肥	燐酸	加里	配合	化成	石灰	その他	小計	魚粕	その他	小計	
総数	1992	1029	379	811	1724	979	775	848	311	348	9196	56	101	157	9353
大館	230	90	16	61	196	603	70	68	43	32	909	5	25	30	939
釈迦内	227	121	53	111	200	122	139	240	24	9	1246	2	12	14	1260
長木	276	78	26	59	230	113	77	152	23	23	1057	2	7	9	1066
上川沿	172	140	46	98	111	87	80	101	42	50	927	26	15	41	968
下川沿	190	106	28	78	158	104	144	97	7	21	933	7	6	13	946
二井田	342	171	115	203	305	173	117	23	93	138	1680	8	10	18	1698
真中	236	161	48	103	178	111	58	96	16	37	1044	2	1	3	1047
十二所	319	162	47	98	346	166	90	71	63	38	1400	4	25	29	1429

右表中「窒素」とは石灰窒素、熔肥とは熔成燐肥燐酸とは過燐酸石灰を示し、有機質のその他には塩安、硅酸肥料の計とす。